

相続ニュース

Vol.0082

2015年9月7日(月)

担当：MS事業部 玉井

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

相続税の調査シーズン到来

はじめに

今年も、秋の税務調査シーズンが到来しました。相続税の税務調査も本格的にスタートしていません。本日は、相続税調査の最前線を見ていきましょう。

キーワードは課税強化

相続税の調査は、課税強化の方向で法律、調査体制が整備され始めています。課税庁は、「支払調書」と呼ばれる金融機関から提出される取引データを基に富裕層を抽出して、調査対象を選定しています。

整備されはじめた国税局

国税局は今まで、全国の国税局と連携して組織的にデータを共有することはほとんどしていませんでした。しかし、昨年7月から東京、大阪、名古屋で専門部隊を配置して、情報を共有するようになりました。反対に、それまでは縦割りだったのかと驚きます。

確定申告も重要な富裕層リスト

所得税を申告する確定申告書は、実は将来の相続税対象者リストとしても使われています。

年収が2,000万円以上のサラリーマンは、年末調整ができません。確定申告をしなければなりません。このように、税務署は、高収入サラリーマンのデータを何年間も取得することができます。

おわりに

支払調書や確定申告で、資産状況は、ガラス張りに近いと考えてください。バレないと思ってインチキをしてしまうと痛い目にあってしまいます。マイナンバーが始まれば、さらにガラス張りになります。無理な相続税対策は、禁物です。小細工ではなく、長期にわたる贈与など地道な対策がおすすめです。